

平成23年10月24日

各位

一般社団法人フォレストック協会
理事長 山本 恵一郎

フォレストック認定制度規定集及び評価基準の改訂について

拝啓 初秋の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、当協会では、平成22年4月 社団法人日本林業経営者協会より当協会にフォレストック認定制度が移管されて以降、平成22年12月ならびに平成23年5月に開催された森林吸収源・生物多様性等検討会における答申を受け「森づくりにおける森林吸収源・生物多様性等評価基準」の改訂を協議するとともに、フォレストック認定制度の運用・管理の細則を定める「フォレストック認定制度規定集」の見直しについて協議をして参りました。

この度、当協会では理事会の承認を経て平成23年10月24日付にて「森づくりにおける森林吸収源・生物多様性等評価基準」の改訂及び「フォレストック認定制度規定集」の改訂を実施致しました。

主要変更点は下記のとおりですが、変更箇所は多岐に渡りますので、フォレストック認定制度関係者（認定取得者（認定取得希望者）、森林認証機関、審査機関、販売総代理店、販売代理店、最終取得者及びCO2吸収量クレジットの購入希望者等）の方々におかれましては、規定集及び評価基準をご確認下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

（評価基準の改訂について）

- ・ 平成22年9月10日に、評価基準と調査使用を分離しましたが、使用いただく森林認証機関ならびに審査機関の方々のご要望を受けて、改めて一体化する。
- ・ フォレストック認定における位置づけを、(1)生物多様性保全の評価 (2)森林の管理・経営の評価 (3)森林吸収源の算定の順にし、以下の記載においても同順番で記載。(4ページ)
- ・ 評価基準において、これまで記載されていなかった項目の明確化
 - ① フォレストック認定取得をすることができる対象についての定義
 - ② 認定対象森林の定義
 - ③ 認定取得者の定義 (5ページ～6ページ)
- ・ 森林の評価基準について、全体像がわかりやすくするため、体系図にて一覧化(7ページ)。
- ・ 生物多様性・水土保持面の定性評価指標について、現在の森林状況を評価する項目(実態評価)と森林保護のために実施している施業に関する評価(定性評価)に分類し、評価項目の並べ替え及び評価項目の文言を加筆修正。(8ページから9ページ)

- ・ 森林吸収源の算定にあたり、地位の特定についての記載を追加。(18ページ)
- ・ 「更新による森林吸収源の加算」について追加。(19ページ)
- ・ 生物多様性の評価の調査時期は着葉期とすることを記載。(22ページ)
- ・ 生物多様性の調査に際し、ボーダー周辺部などの調査をするように心がけることの追記。(22ページ)
- ・ 外来植物の定義を追記。(22ページ)

(規定集の改訂について)

今回の評価基準の改訂を受けて、フォレストストック認定制度の運用規則であるフォレストストック認定制度規定集においても加筆修正を行いました。主たる改訂点は、規定集内において使用されている用語の統一ならびに表現方法の明確化であり、規定集の内容には大きな変更はありません。

以 上